検討項目④まとめⅢ

中間取りまとめ（案）第5の内、3から6までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果（案）（反映させない場合はその理由）	備考
	頁	行					
1			C	市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体	わたしたち	原文のとおりとします。 ※「わたしたち」という表現は、「私たち市民」といった形ですでに使用しており、また、主体の例を頭出しした方が理解しやすいのではないかと考えます。	
2			B	まちづくりの主体に関する記載全般	「努める」という表現が多いが、すべきことは「～します」、「～することとします」という表現にできないか。「～しなければならない」、「～するものとする」という部分についても、併せて精査してもいいのではないか。	「努める」と表現しているものは、強制はできないが自主的に取り組むのが望ましいというものです。 このため、市民、地域コミュニティ、事業者等については「努める」という表現で、市議会や市の「当然行うべきこと」については、「～しなければなりません」という表現で統一したいと思います。	
3	11	3	B	市民の権利に関する記載	「権利を持っています」ではなく、「～することができます」という表現にすべき。	「権利を持っています」ではなく、「～することができます」という表現に修正します。	
4	11	3	D		市民は原則として次の権利を有する。という文章を入れる。		
5	11	3	B	市民の権利・役割に関する記載	市民の権利と市民の役割を1つにできないか。	原文のとおりとします。 ※権利と役割は性質を異にするので、1つにすることはしない方が適当であると考えます。	
6	11	3	A	―	市民の役割に以下を追加する。 市民は、要望を直接市政に反映させるための方法として、市議会に請願・陳情ができます。	請願・陳情については、「まちづくりに参画する権利」に収斂されることから、追加する必要はないと考えます。	
7	11	4	B	市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っています。 市民は、市の政策形成過程に参画する権利を持っています。	市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を持っています。 上記に統一してもいいのではないか。	以下に統一します。 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画することができます。	「～することができます」という表現への修正については、No.3及びNo.4を参照。

検討項目④まとめⅢ

中間取りまとめ（案）第5の内、3から6までの修正内容

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">修正箇所</th><th rowspan="2">グループ</th><th rowspan="2">原文</th><th rowspan="2">修正・追記意見</th><th rowspan="2">反映結果（案）（反映させない場合はその理由）</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>行</th></tr>
<tr><td>8</td><td>11</td><td>5</td><td>C</td><td>市民は、市の政策形成過程に参画する権利を持っています。</td><td>市民は、市の政策の立案、実施、評価、改善のそれぞれの過程に参画する権利を持っています。</td><td rowspan="2">市民は、市の政策形成過程に参画することができます。
※「政策形成過程」は「２　総則」（３）の市民参画の定義の中で、「市の政策の立案、実施、評価、改善のそれぞれの過程」を言い換える用語としていることから、原文のとおりとします。</td><td>「～することができます」という表現への修正については、No.3及びNo.4を参照。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>11</td><td>5</td><td>D</td><td>政策形成過程</td><td>政策形成過程の後ろに説明を入れる。</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>11</td><td>6</td><td>C</td><td>市民は市政についての情報を知る権利を持っており、市に対して市が保有する情報の公開を求めることができます。</td><td>削除する。</td><td>原文のとおりとします。
※この規定は、情報の公開の請求について規定しており、「４　情報の共有」の（２）では、請求される側の市の適切な対応について規定しています。情報の公開について規定する上では、両者とも必要であると考えます。</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td>11</td><td>13</td><td>A</td><td rowspan="4">市民は、まちづくりの主体として、市等と協働して、まちづくりに参画するよう努めます。</td><td>市民は、まちづくりの主体である意識を常に持ち、市等と協働して、それぞれの立場でまちづくりに参画するよう努めます。</td><td rowspan="4">市民は、まちづくりの主体である意識を常に持ち、自らの意思で市等と協働して、それぞれの立場でまちづくりに参画するよう努めます。</td><td>「努めます」の表現については、No.2を参照。</td></tr>
<tr><td>12</td><td>11</td><td>13</td><td>B</td><td>市民はまちづくりの主体として、行政の機能をより充実させるため、市等と協働してまちづくりに参画するよう努めます。</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>11</td><td>13</td><td>C</td><td>市民は、まちづくりの主体として、市等と協働して、まちづくりに参画します。</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>11</td><td>13</td><td>D</td><td>市民は、まちづくりの主体として、自らの意思で、市等と協働して、まちづくりに参画するよう努めます。</td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td>11</td><td>13</td><td>A</td><td>－</td><td>市民の役割に以下を追加する。

市民は選挙で議員を選んだ後、議会運営に関心を持ち続けることで、積極的に市政に参画するように努めます。</td><td>上記の内容に収斂されると思いますので、追加しないこととしたいと考えます。</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td>11</td><td>22</td><td>C</td><td>市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視及び牽制を行わなければなりません。</td><td>市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、政策提言及や市民の声を市に届けることを行わなければなりません。</td><td>市議会は、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、事案の決定、市政の監視、牽制及び政策提言等を行わなければなりません。</td><td>「～しなければなりません」という表現への変更は、No.2を参照</td></tr>
</table>

検討項目④まとめⅢ
中間取りまとめ（案）第5の内、3から6までの修正内容

No.	修正箇所 頁	修正箇所 行	グループ	原文	修正・追記意見	反映結果（案）（反映させない場合はその理由）	備考
17	11	25	A	市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めます。	市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営に努めます。	市議会は、常に市民の視点に立ち、市民に開かれた議会運営に取り組まなければならない。	「～しなければなりません」という表現への変更は、No.2を参照。
18	11	25	C		市議会は市民に開かれた議会運営に努め、情報の共有に努めます。 ※「市民への情報提供を積極的に推進」は「4　情報の共有」とだぶるため、削除してもいいのではないか。		
19	11	37	A	―	市の役割に以下を追加する。 市は、国や県と協力して、市民が行政サービスや情報などをスムーズに享受できるようにしなければなりません。	国や県の情報をスムーズに享受できるようにという趣旨だと思いますが、これは、「4　情報の共有」の（1）の1ポツの部分に含まれますので、追加はしないこととしたいと考えます。	
20	11	37	D	―	市の役割に以下を追加する。 市は、地域コミュニティ及び事業者等のつながりを増やすためにのきっかけづくりを積極的に行い、また、そのつながりを維持し、次世代へ引き継ぐための人材育成を推進しなければなりません。	人材育成については、「6　協働」の（3）で、「市は、まちづくりに関わる各主体と連携・協力し・・・（中略）・・・人材の教育・育成に努めます」と規定していることから、追加はしないこととしたいと考えます。	
21	11	39	C	市は、地域や市民の福祉の向上を図るため、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。	市は、地域や市民の福祉の向上を図るため、限られた財源の中で、効率的で質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければなりません。	修正案のとおり修正します。	
22	12	1	B	市は、政策形成等に関する事項について、市民に分かりやすく説明しなければなりません。	市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対し出た意見については、適切に反映するよう努めなければなりません。	市は、政策形成過程等に関する事項について、市民に分かりやすく説明するとともに、説明内容に対して出た適切な意見については、反映するよう努めなければなりません。	
23	12	13	C	地域コミュニティ	自治会	原文のとおりとします。 しかし、より分かりやすくするため、「2　総則」（3）の地域コミュニティの定義の文章に、「自治会や町内会等」という例示を入れます。 ※地域コミュニティは、自治会のみではなく、例えば、商店街のコミュニティや農業のコミュニティ等も含むものです。	
24	12	13	D	地域コミュニティ	地域自治会等		
25	12	13	D	地域コミュニティや事業者等の役割に関する規定	独自に表現しなくてもいいのではないか（市民に含まれるため）。	原文のとおりとします。 ※確かに地域コミュニティや事業者等は、「2　総則」（3）定義で示されている市民に含まれます。しかし、住民と同じく持つ役割の部分と、地域コミュニティ、事業者等として独自に持つ役割とがあることから、後者を別に記載しています。	

検討項目④まとめⅢ
中間取りまとめ（案）第５の内、３から６までの修正内容

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">修正箇所</th><th rowspan="2">グループ</th><th rowspan="2">原文</th><th rowspan="2">修正・追記意見</th><th rowspan="2">反映結果（案）（反映させない場合はその理由）</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>行</th></tr>
<tr><td>26</td><td>12</td><td>13</td><td>C</td><td>－</td><td>地域コミュニティの役割に以下を追加する。

地域コミュニティは、地域の特性と主体性が生かされた、個性豊かで活力ある地域のまちづくりの推進に努めます。</td><td>地域コミュニティの役割に以下を追加します。

地域コミュニティは、地域の特性と主体性が活かされた、個性豊かで活力ある地域づくりの推進に努めます。</td><td></td></tr>
<tr><td>27</td><td>12</td><td>15</td><td>C</td><td>地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域住民の意見の集約や地域の課題の解決に取り組みます。</td><td>地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域住民の意見の集約や地域の課題の解決に取り組み、地域の意見を行政に伝えます。</td><td>地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域住民の意見の集約や市への伝達及び地域の課題の解決に努めます。</td><td>「努めます」という表現への変更は、No.2を参照。</td></tr>
<tr><td>28</td><td>12</td><td>17</td><td>A</td><td rowspan="2">地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。</td><td>地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流・連携し、市民参画へのきっかけづくりの場を提供し、協働によるまちづくりの推進に努めます。</td><td rowspan="2">※原文のとおりとします。
修正の趣旨としては、まちづくりへの参加のきっかけづくりという役割を追加したいということだと思いますが、まちづくりへの参加のきっかけづくりは地域コミュニティに限ったことではなく、市や各主体が連携・協力して取り組んでいくものなので、「６　協働」の（３）にその旨を記載しています。
また、交流の場については、仮に現時点では無かったとしても、今後つくっていくことができると考えます。</td><td></td></tr>
<tr><td>29</td><td>12</td><td>17</td><td>C</td><td>「交流」を削除する。
交流する場を設定することは可能なのか？</td><td></td></tr>
<tr><td>30</td><td>12</td><td>30</td><td>B</td><td>事業者等</td><td>どういった団体が入るのか。</td><td>事業者等については、「２　総則」の（３）で定義しています。</td><td></td></tr>
<tr><td>31</td><td>12</td><td>32</td><td>A</td><td>事業者等は、自らが持つ知識や専門性等を活かした活動を通じて、地域の発展に繋がる活動に協力するよう努めます。</td><td>事業者等は、自らが持つ知識や専門性等を活かして、地域の発展に繋がる活動に協力するよう努めます。</td><td>修正案のとおり修正します。</td><td></td></tr>
<tr><td>32</td><td>12</td><td>34</td><td>C</td><td>事業者等は、地域とのつながりを大切にし、地域社会の一員として様々なまちづくりの主体と交流・連携し、協働によるまちづくりの推進に努めます。</td><td>「交流」を削除する。
交流する場を設定することは可能なのか？</td><td>原文のとおりとします。

※交流の場については、仮に現時点では無かったとしても、今後つくっていくことができると考えます。</td><td></td></tr>
<tr><td>33</td><td>14</td><td>3</td><td>A</td><td rowspan="2">情報の共有は、市民参画及び協働によるまちづくりを進める前提となるものです。このため、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体は、相互にまちづくりに関する情報を収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めます。</td><td>市民参画を削除する。（簡潔化）</td><td rowspan="2">情報の共有は、市民参画及び協働によるまちづくりを進める前提となるものです。このため、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体は、相互にまちづくりに関する情報を、適切に収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めます。

※情報の共有が図られることで、市民参画と協働が機能するということから考えれば、前提という表現でよいと考えます。

※拡大解釈ということがないように、一定の歯止めとして「適切に」という表現を入れました。</td><td></td></tr>
<tr><td>34</td><td>14</td><td>3</td><td>D</td><td>情報の共有は、市民参画及び協働によるまちづくりを進めるにあたり有益です。このため、市民、市議会及び市等、まちづくりに関わる各主体は、相互にまちづくりに関する情報を収集し、必要に応じ適切に提供し合うことにより、情報の共有に努めます。（情報の共有につき、拡大解釈される恐れ）</td><td></td></tr>
<tr><td>35</td><td>14</td><td>6</td><td>A</td><td>市はまちづくりに関する情報を市民が容易に得ることができるよう、分かりやすい情報提供とその機会の充実に努めます。</td><td>市はまちづくりに関する情報を市民が容易に得ることができるよう、市の広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすい情報提供とその機会の充実に努めます。</td><td>修正案のとおり修正します。</td><td></td></tr>
</table>

検討項目④まとめⅢ
中間取りまとめ（案）第5の内、3から6までの修正内容

No.	修正箇所		グループ	原文	修正・追記意見	反映結果（案）（反映させない場合はその理由）	備考
	頁	行					
36	14	19	C	市は、白河市情報公開条例に基づき、市が保有する情報を市民からの請求に応じ、適切に公開するものとします。	削除する。	原文のとおりとします。 ※情報の共有とは広報誌等による情報の共有以外にも、本規定のような、市民の側からの情報公開請求への適切な対応という側面もあることから、規定しておく必要があると考えます。	
37	14	22	C	市は、市が保有する情報の提供や公開に当たり、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、白河市個人情報保護条例に基づき、必要な措置を講じるものとします。	削除する。	原文のとおりとします。 ※情報の提供や公開にあたっては、個人情報保護に関する適切な対応が必要であることから、規定しておく必要があると考えます。	
38	15	2	D	市民参画	市民参画の説明を後につける。	原文のとおりとします。 ※市民参画の説明については、「２　総則」（３）の定義の中に記載があります。	
39	15	2	C	「５　市民参画」の（１）・（２）	「５　市民参画」の（１）と（２）は逆でもいいのではないか。市民参画の場や機会の充実よりも市民参画の方法・メニューが先ではないか。	原文のとおりとします。 ※市民参画の機会の充実や環境の整備が図られ、それぞれの機会に応じた方法・メニューを用いるということから、原文の順番でよいと考えます。	
40	15	18	B	（３）市民参画に関する意識の向上 市民参画によるまちづくりをより推進するため、市の政策形成過程への積極的な参加等をとおして、私たち市民自身も市民参画に対する意識や関心を高めるよう努めます。	削除する。	（３）市民参画に関する意識の向上 市民参画によるまちづくりをより推進するため、市の政策形成過程への積極的な参加等をとおして、私たち市民は、市民参画に対する意識や関心を高めるよう努めます。 ※まちづくりの基本原則として「意識改革」を追加しましたが、この内容は、その「意識改革」の具体化したものであるため、削除するのは適当ではないと考えます。	
41	15	18	C		（３）市民参画に関する意識の向上 市民参画によるまちづくりをより推進するため、市の政策形成過程への積極的な参加等をとおして、私たち市民は市民参画に対する意識や関心を高めるよう努めます。		
42	15	27	B	市民参画によるまちづくりをより推進していくため、市は、子ども向けの体験型イベント等をとおした市民参画への意識づけ等、市民参画によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。	市民は次世代のまちづくりを担う人材のまちづくりの意識向上に努めます。	原文のとおりとします。 ※意識の向上については、５市民参画の（３）で規定しています。また、人材育成については、現在まちづくりの主体となり得る人々と次世代を担う人々（子ども等）の両方を含むことから、原文のとおりとします。	
43	15	27	C		子供向けの教育は別にしてはどうか。		

検討項目④まとめⅢ

中間取りまとめ（案）第５の内、３から６までの修正内容

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th colspan="2">修正箇所</th><th rowspan="2">グループ</th><th rowspan="2">原文</th><th rowspan="2">修正・追記意見</th><th rowspan="2">反映結果（案）（反映させない場合はその理由）</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>行</th></tr>
<tr><td>44</td><td>16</td><td>1</td><td>B</td><td>協働</td><td>説明を入れてはどうか。</td><td>原文のとおりとします。

※協働については、「２　総則」の（３）で定義しています。</td><td></td></tr>
<tr><td>45</td><td>16</td><td>3</td><td>A</td><td rowspan="2">協働によるまちづくりを推進するため、まず、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体は、相互に交流を深め、連携・協力体制の構築に努めます。</td><td>協働によるまちづくりを推進するため、まず、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体は、相互に交流を深め、お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら連携・協力体制の構築に努めます。</td><td rowspan="2">協働によるまちづくりを推進するため、市民、市議会、市等、まちづくりに関わる各主体は、相互に交流を深め、お互いの役割分担や責任分担を明確にしながら連携・協力体制の構築に努めます。</td><td></td></tr>
<tr><td>46</td><td>16</td><td>3</td><td>C</td><td>「まず」を削除する。</td><td></td></tr>
<tr><td>47</td><td>16</td><td>15</td><td>A</td><td>地域への愛着や地域の連帯感</td><td>地域への愛着や地域のつながり</td><td>修正案のとおり修正します。</td><td></td></tr>
<tr><td>48</td><td>16</td><td>22</td><td>C</td><td rowspan="2">協働によるまちづくりをより推進するため、市は、まちづくりに関わる各主体と連携・協力し、ボランティア等、身近で間口の広いところからの参加を促進する等、協働によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。</td><td>協働によるまちづくりをより推進するため、市は、まちづくりに関わる各主体と連携・協力し、ボランティア等、身近なところからの参加を促進する等、協働によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。</td><td rowspan="2">協働によるまちづくりをより推進するため、市は、まちづくりに関わる各主体と連携・協力し、ボランティア等、身近なところからの参加を促進する等、協働によるまちづくりを担う人材の教育・育成に努めます。

※様々な主体が連携・協力して、協働によるまちづくりへの参加を促進することで、将来協働によるまちづくりを担う人材が育っていく趣旨であることから、削除する必要はないと考えます。</td><td></td></tr>
<tr><td>49</td><td>16</td><td>22</td><td>D</td><td>削除する。

教育や育成するものなのか？</td><td></td></tr>
<tr><td>50</td><td>16</td><td>31</td><td>A</td><td>財政的支援や人的支援</td><td>財政的支援、物的支援、人的支援</td><td>修正案のとおり修正します。</td><td></td></tr>
</table>